

特定施設入居者生活介護 (参考資料)

特定施設入居者生活介護の概要

1. 制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム(ケアハウス) ③ 養護老人ホーム
 ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

2. 人員基準

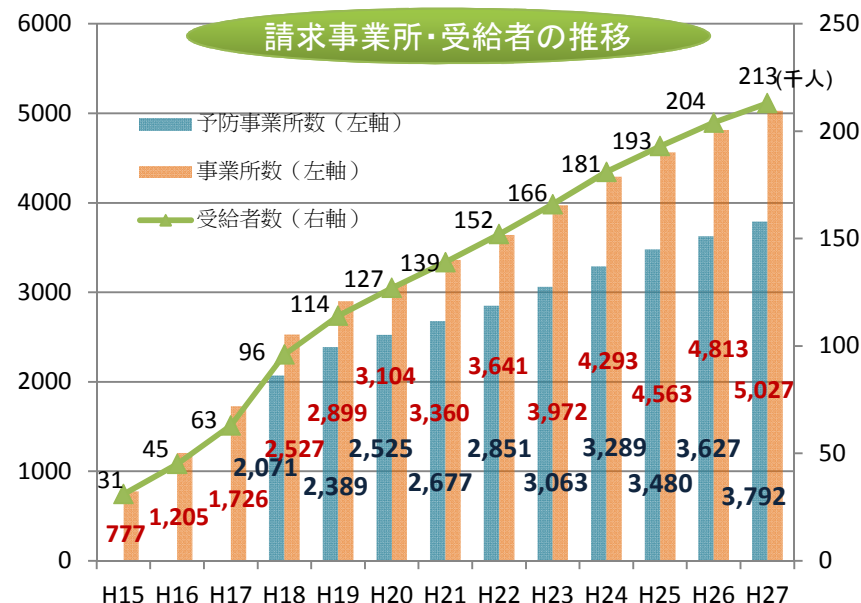
- 管理者— 1人[兼務可] ○ 生活相談員— 要介護者等:生活相談員=100:1
- 看護・介護職員— ①要支援者:看護・介護職員=10:1 ②要介護者:看護・介護職員=3:1
- 機能訓練指導員— 1人以上[兼務可] ○ 計画作成担当者— 介護支援専門員1人以上[兼務可]

※ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人

※ただし、要介護者等:計画作成担当者100:1を標準

3. 設備基準

- ① 介護居室:・原則個室 ・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ ・地階に設けない等
- ② 一時介護室:介護を行うために適当な広さ
- ③ 浴室:身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ④ 便所:居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ⑤ 食堂、機能訓練室:機能を十分に発揮し得る適当な広さ
- ⑥ 施設全体:利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

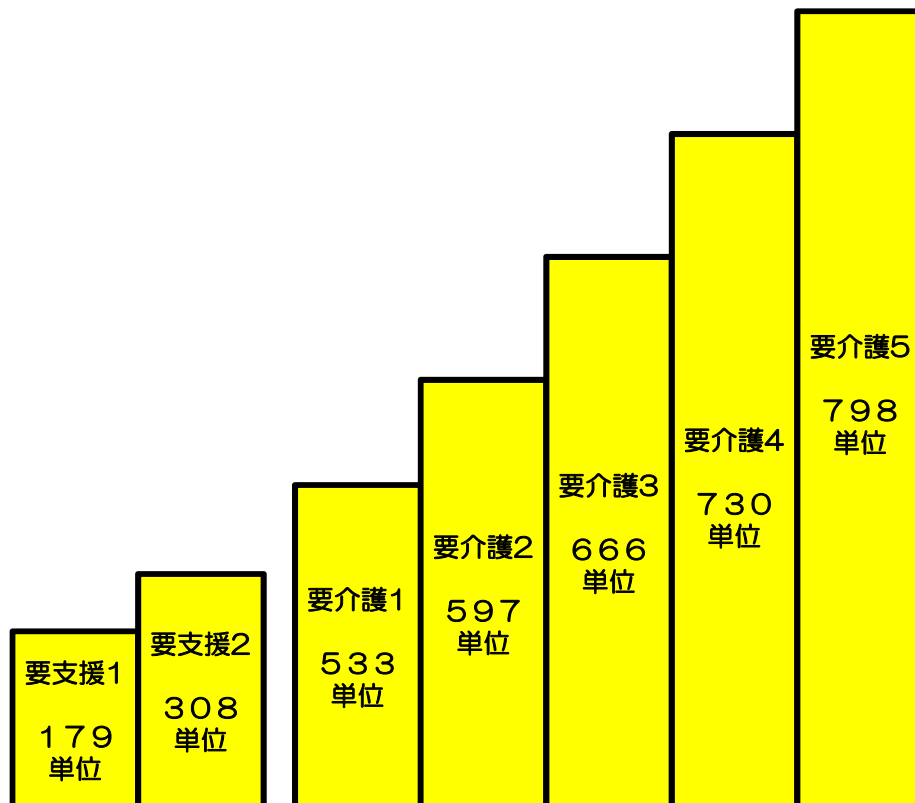


※「事業所数」には地域密着型を含む 出典:介護給付費等実態調査(各年度3月分)

特定施設入居者生活介護 [報酬のイメージ (1日あたり)]

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や
特定施設の体制に対する加算・減算

【サービス提供体制強化加算】 (要件・単位) ・介護福祉士 60% : 18単位/日 ・介護福祉士 50% : 12単位/日 ・常勤職員 75% : 6単位/日 ・長期勤続職員 30% : 6単位/日	【個別機能訓練加算】 (要件・単位) ・機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施 : 12単位/日
	【夜間看護体制加算】 (要件・単位) ・常勤の看護師を配置し、24時間の連絡体制や健康上の管理を行う体制の確保等 : 10単位/日
	【看取り介護加算】 (要件・単位) ・死亡日以前4~30日 : 144単位 ・前日・前々日 : 680単位 ・当日 : 1,280単位
【認知症専門ケア加算】 (要件・単位) ・認知症介護に係る研修の修了者を一定数配置 等 : 3単位 ・認知症介護の指導に係る研修の修了者を一定数配置 等 : 4単位	【介護職員処遇改善加算】 (単位) ・加算(I) : 8.2% ・加算(II) : 6.0% ・加算(III) : 3.3% ・加算(IV) : 加算(III) × 90% ・加算(V) : 加算(III) × 80%

: 平成27年報酬改定で見直しのあった項目
 : 平成29年報酬改定で見直しのあった項目

定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (-30%)

有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義

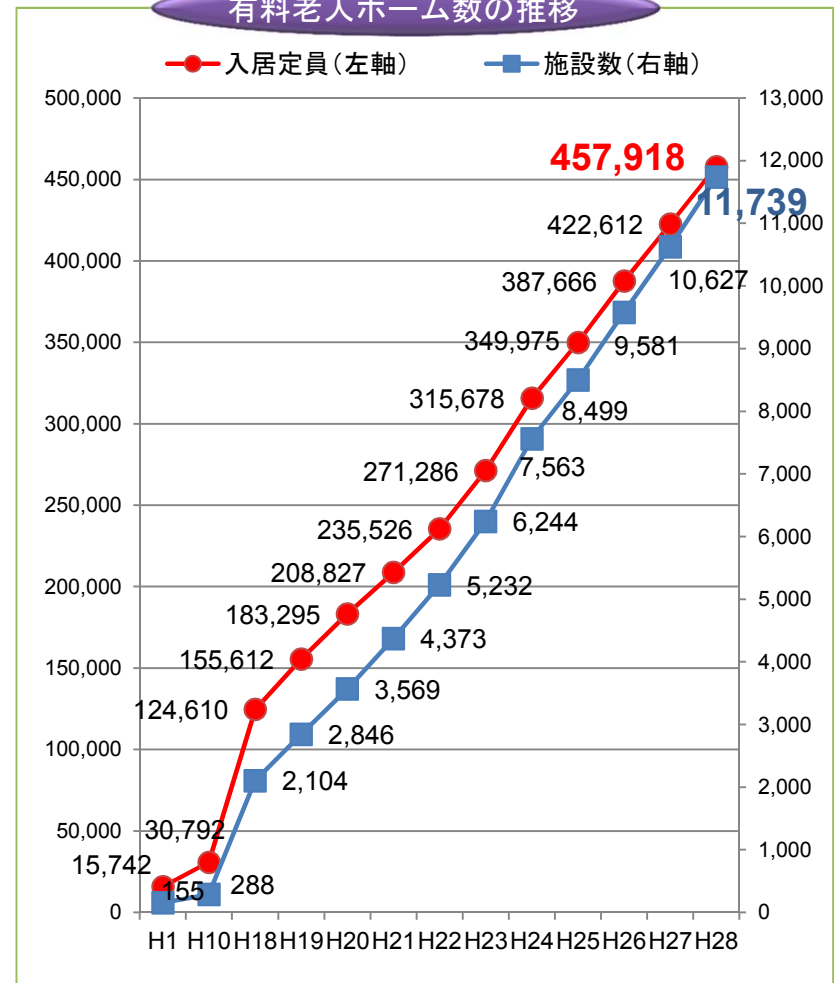
- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

有料老人ホーム数の推移

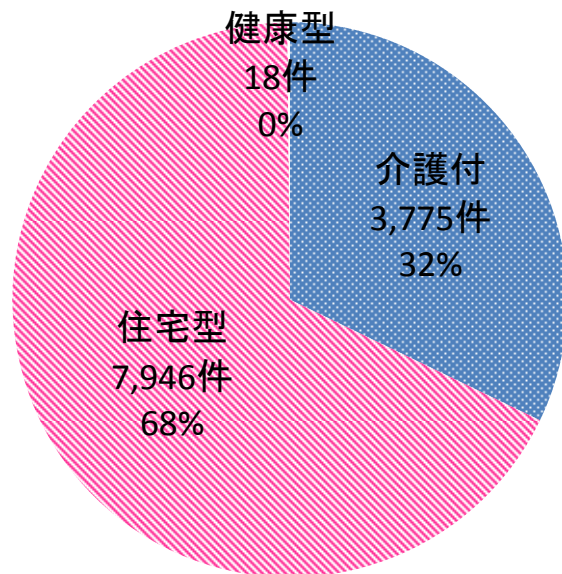


※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

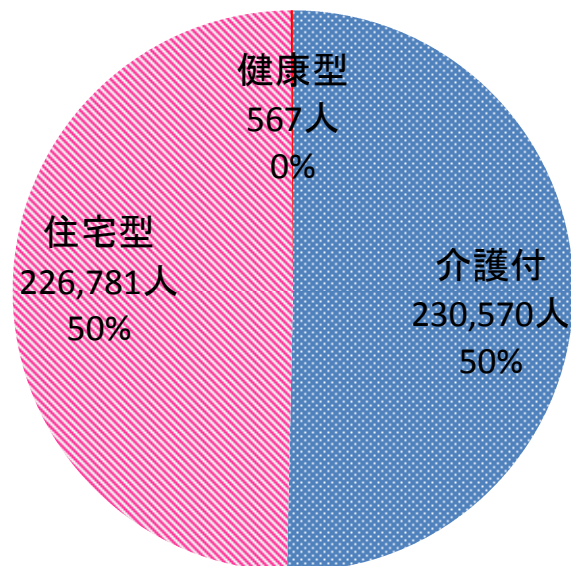
有料老人ホームの概況（平成28年度）

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
<ul style="list-style-type: none"> ・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない

有料老人ホームの件数（11,739件）



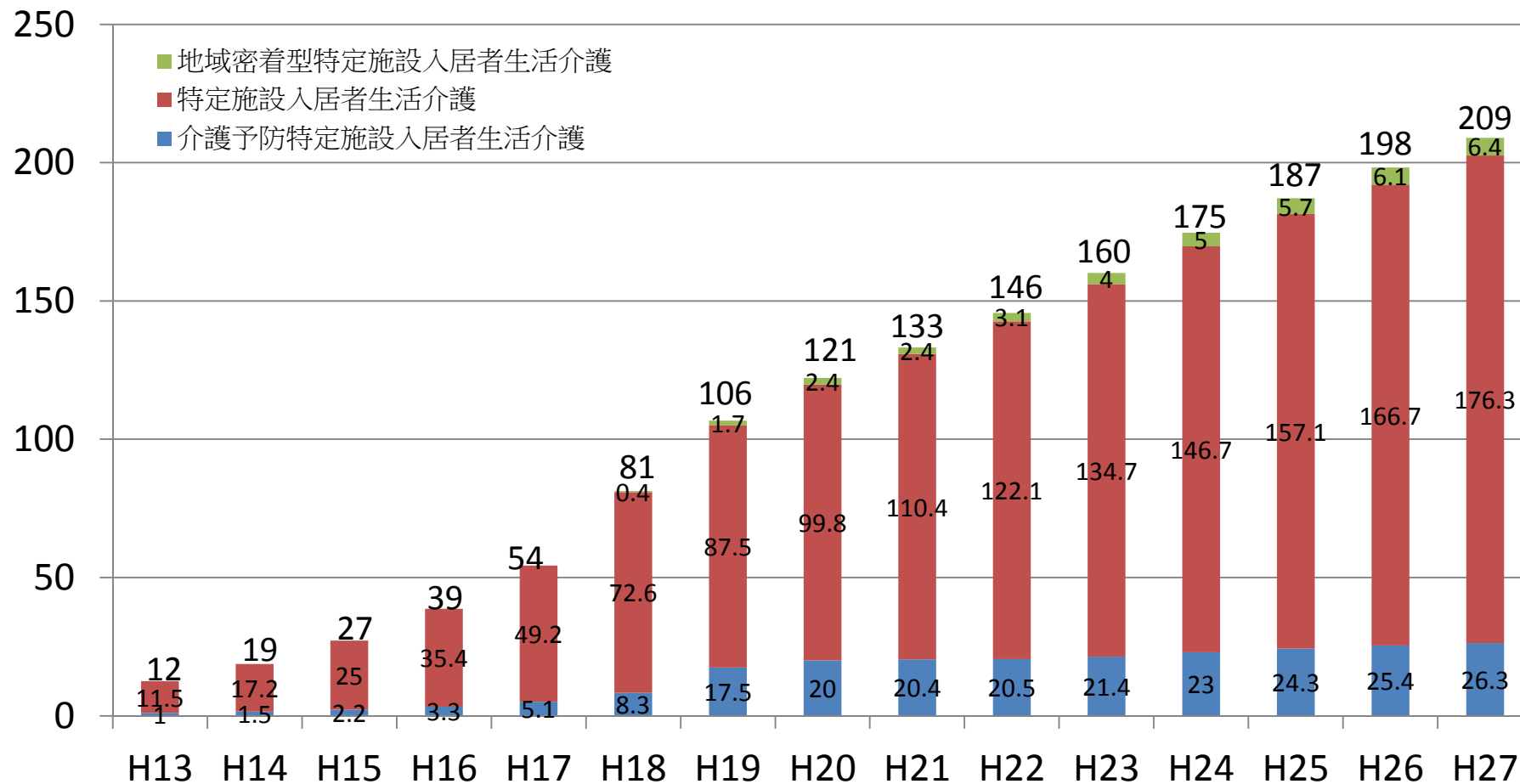
有料老人ホームの定員数（457,918人）



特定施設入居者生活介護等の受給者数（1月あたりの平均）の推移

- 特定施設入居者生活介護等の受給者数は、一貫して増加傾向にある。
- 要介護者を対象としたもののうち、規模の大きな「一般型」は約97%、規模の小さな「地域密着型」は約3%という状況。

(千人)



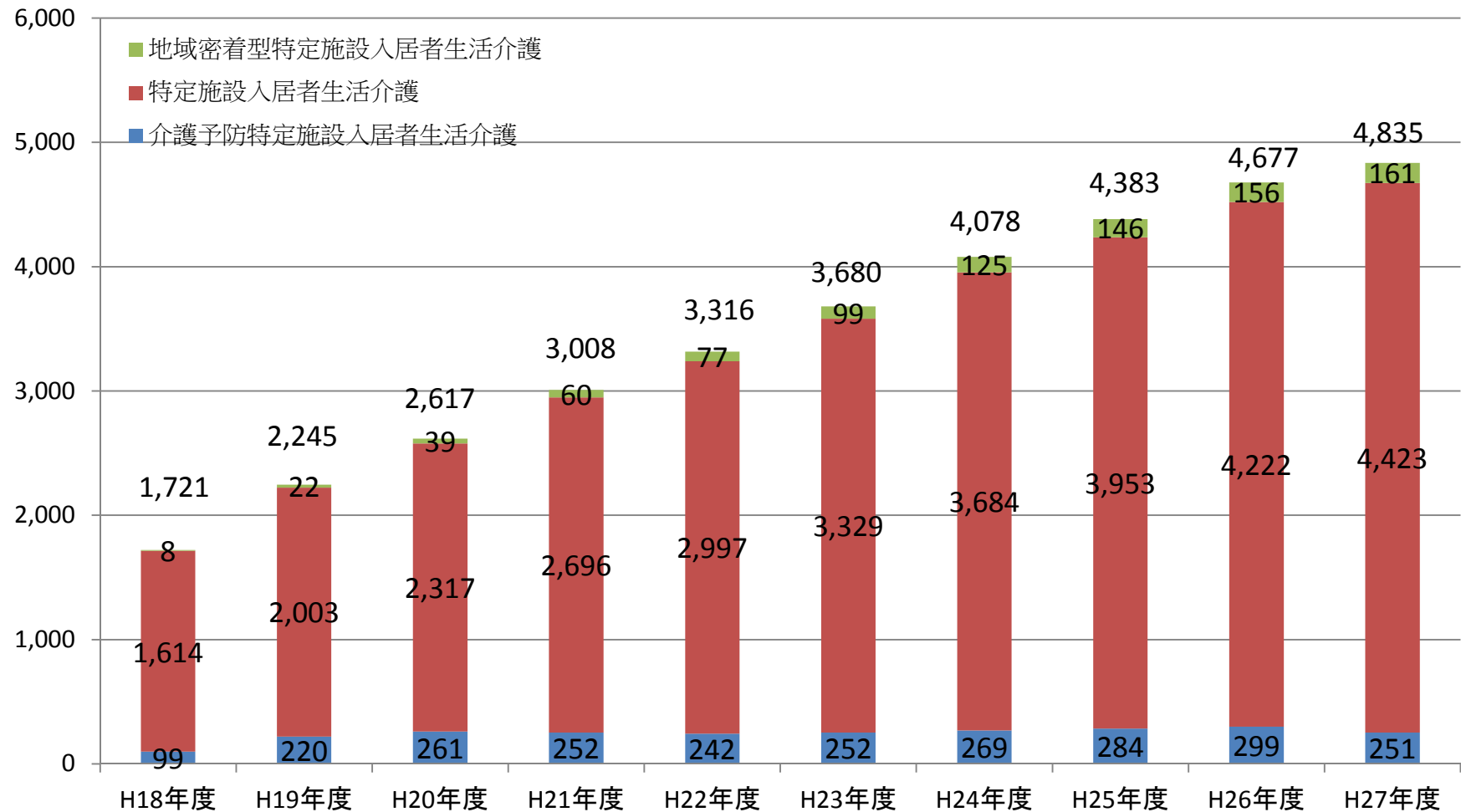
※年度内の総受給者数を12で除して1月あたりの平均受給者数を算出している。

※H13～H17の「要支援等」は便宜的に「介護予防特定施設入居者生活介護」として取り扱っている。

特定施設入居者生活介護の費用額の推移

○ 特定施設入居者生活介護の費用額は、一貫して増加傾向にある。

単位：億円

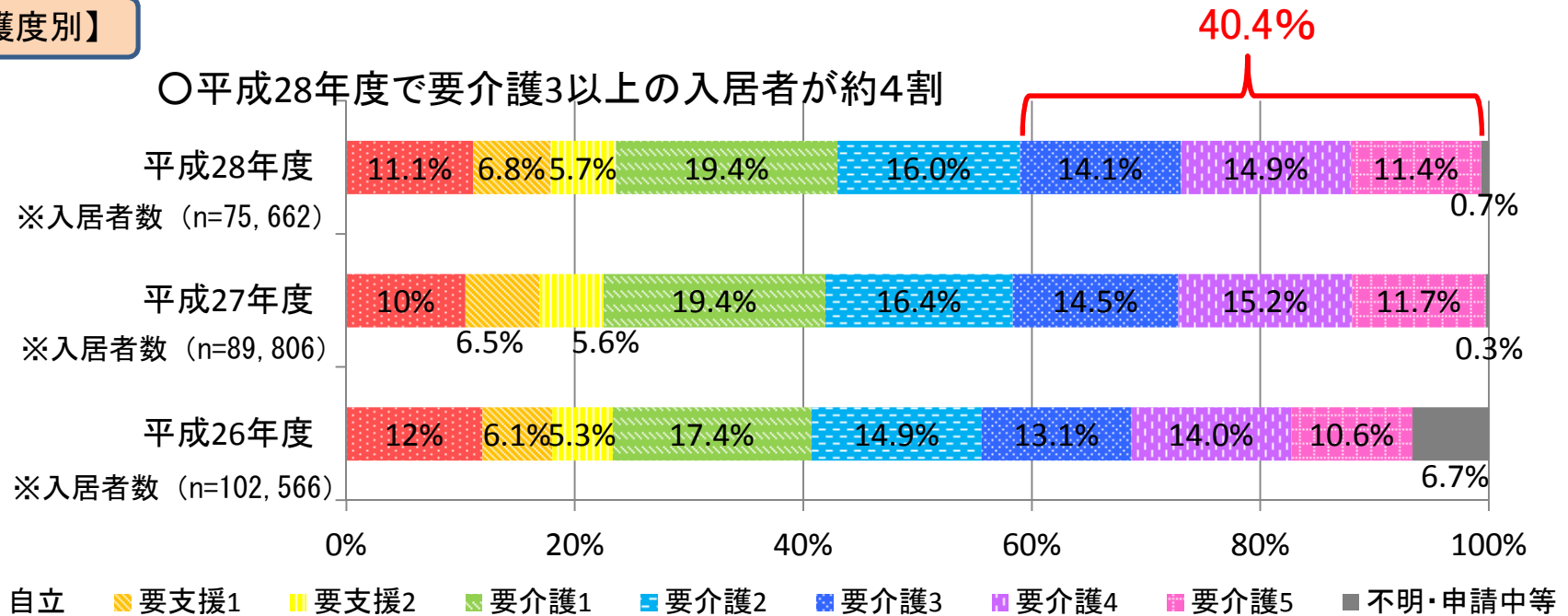


[出典]介護給付費等実態調査(平成18年度から平成27年度)より作成

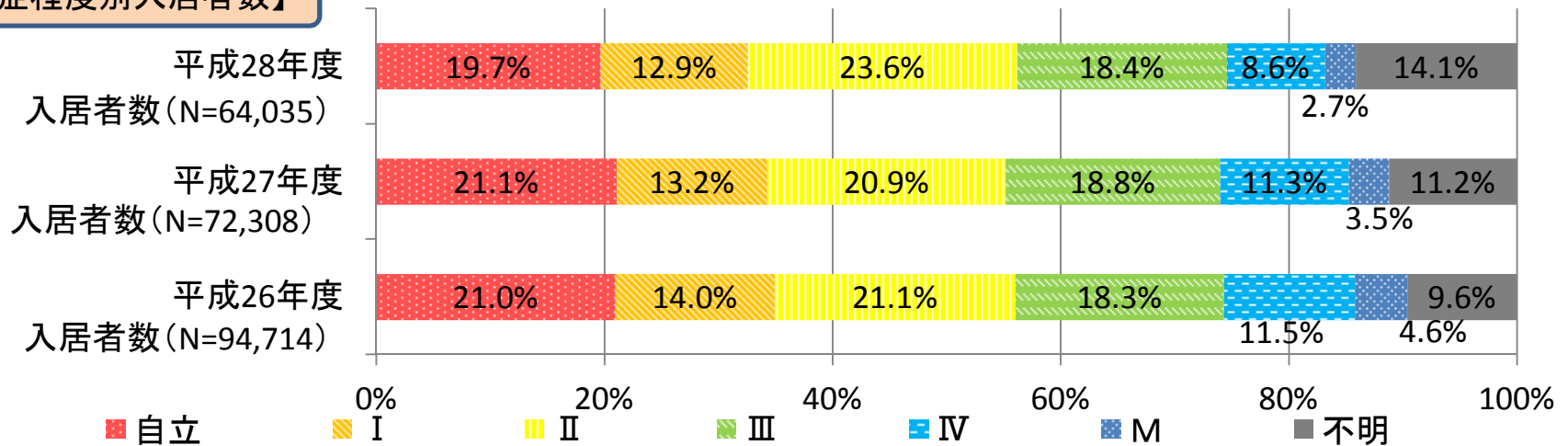
要介護度・認知症程度別入居者数

【要介護度別】

○平成28年度で要介護3以上の入居者が約4割



【認知症程度別入居者数】



(出典)

平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)
 平成27年度老人保健健康増進事業「高齢者向け住まいの実態調査」(野村総合研究所)

特定施設入居者生活介護の人員配置等

- 1施設あたりの平均職員数は、看護職員は2.8人、介護職員が17人。
- 介護職員の比率は、「3:1以上」が最も多く39.0%、次いで「2.5:1以上」が35.4%、「2:1以上」が17.3%となっている。
- 介護・看護職員の合計数(常勤換算)では、「20~30人未満」が32.3%で最も多い。
- 介護・看護職員に占める常勤職員の割合では、「75~90%未満」が32.4%で最も多い。

職員について

1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

(単位:人)

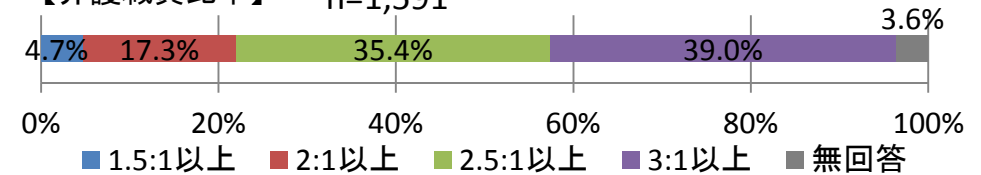
平成27年10月1日現在

	特定施設入居者生活介護		
	総数	常勤	非常勤
看護師	1.8	1.3	0.5
准看護師	1.0	0.8	0.2
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.1
介護職員	17	13.6	3.4

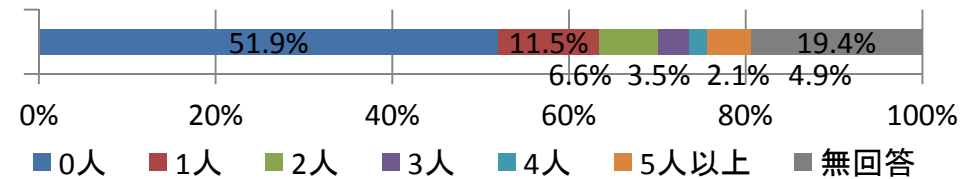
介護サービス施設・事業所調査

介護職員について

【介護職員比率】 n=1,591



【医療処置ができる介護職員(実人数)】

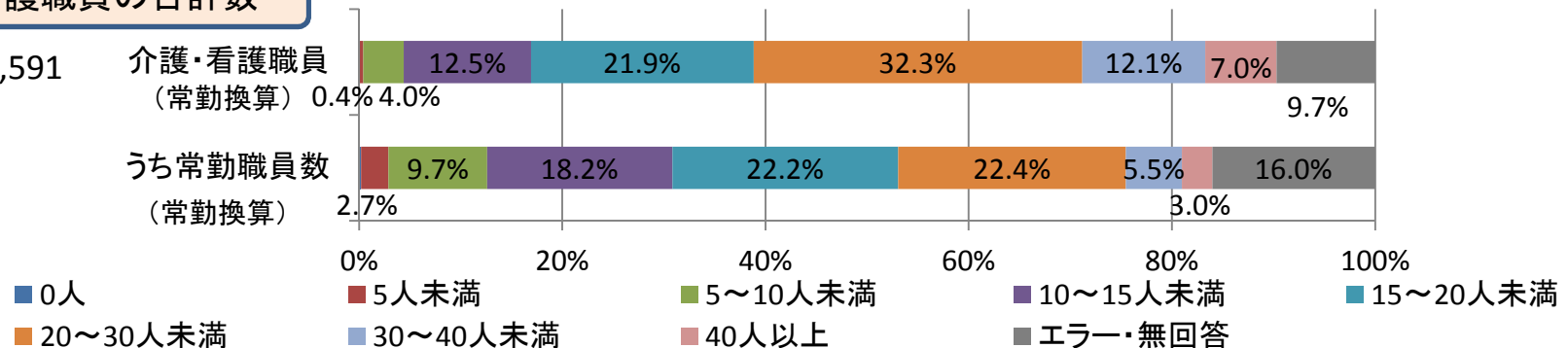


介護・看護職員の合計数

n=1,591

介護・看護職員
(常勤換算) 0.4% 4.0%

うち常勤職員数
(常勤換算) 2.7%



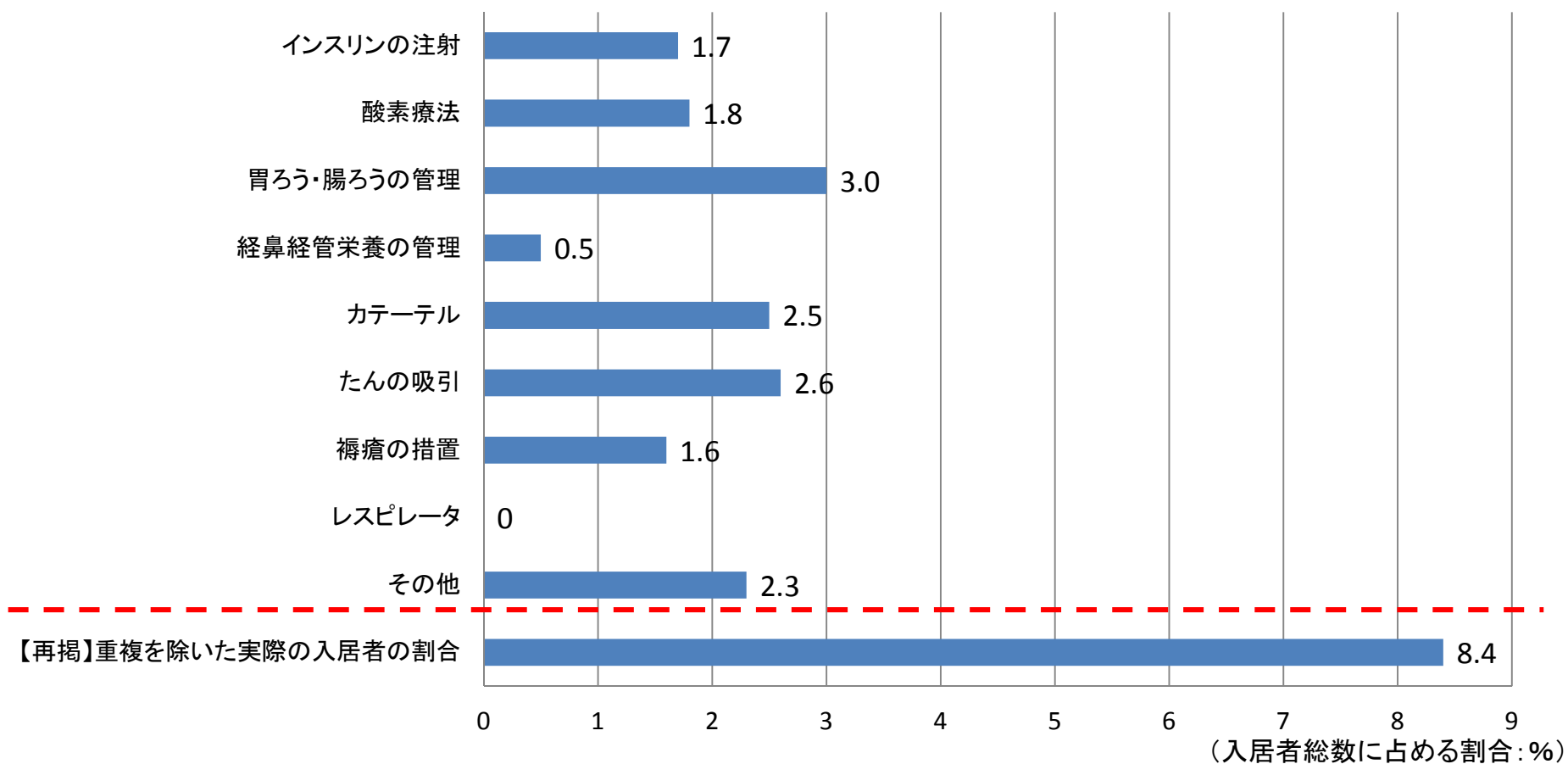
(出典)

平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)

医療処置を要する介護付き有料老人ホームの入居者の割合

○ 介護付き有料老人ホームの入居者総数のうち、医療処置を要する入居者の割合は8.4%であった。また、1施設あたりの平均では5.4人であった。

医療処置を要する入居者の状況



(出典)

平成28年度老人保健事業「高齢者向け住まいにおける認知症ケアや看取り、医療ニーズ等の重度か対応へのあり方に関する調査研究」
(株式会社野村総合研究所)

死亡による契約終了の状況、退去の状況

退去の状況

○ 退去の状況は、「死亡による契約終了」が最も多く、過半数を超えている。

(退所者数:8,527人)

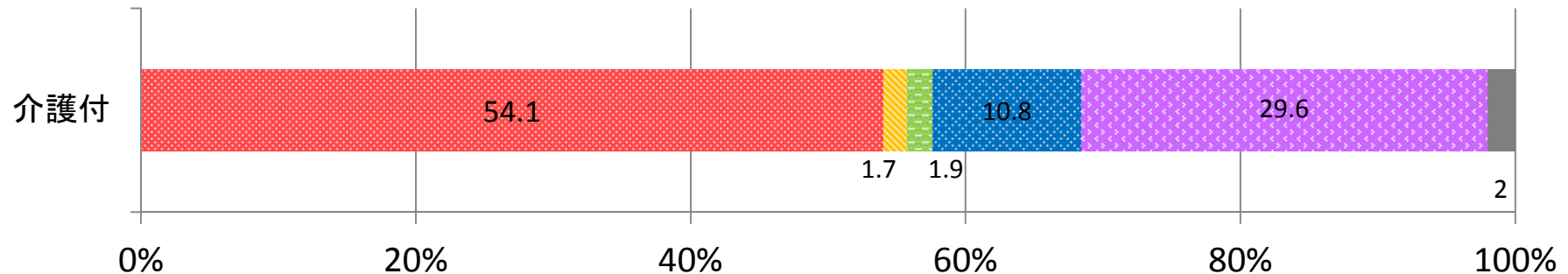
介護付き有料老人ホーム

退去

死亡による契約終了	54.1%
病院・診療所	18.0%
自宅	6.6%
特定施設入居者生活介護	1.4%
住宅型有料・サ高住	5.3%
軽費・養護	0.4%
認知症GH	1.2%
特養	5.9%
老健施設	2.4%
介護療養型医療施設	2.1%
その他(不明も含む)	2.6%

死亡による契約終了の状況

○ 介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)では、「居室」での逝去が44.1%、「病院・診療所」(併設診療所を含む)での逝去は42.3%である。



■居室 ■一時介護室や健康管理室 ■併設事業所など ■病院・診療所(死亡当日、前日、前々日の入院) ■病院・診療所(上記より前に入院) ■その他
(出典)

平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)

特定施設入居者生活介護の看取り介護加算の経緯

平成24年4月改定

・「看取り介護加算」の創設

【死亡日以前4日以上30日以下:80単位/日、
死亡日の前日・前々日:680単位/日、
死亡日:1,280単位】

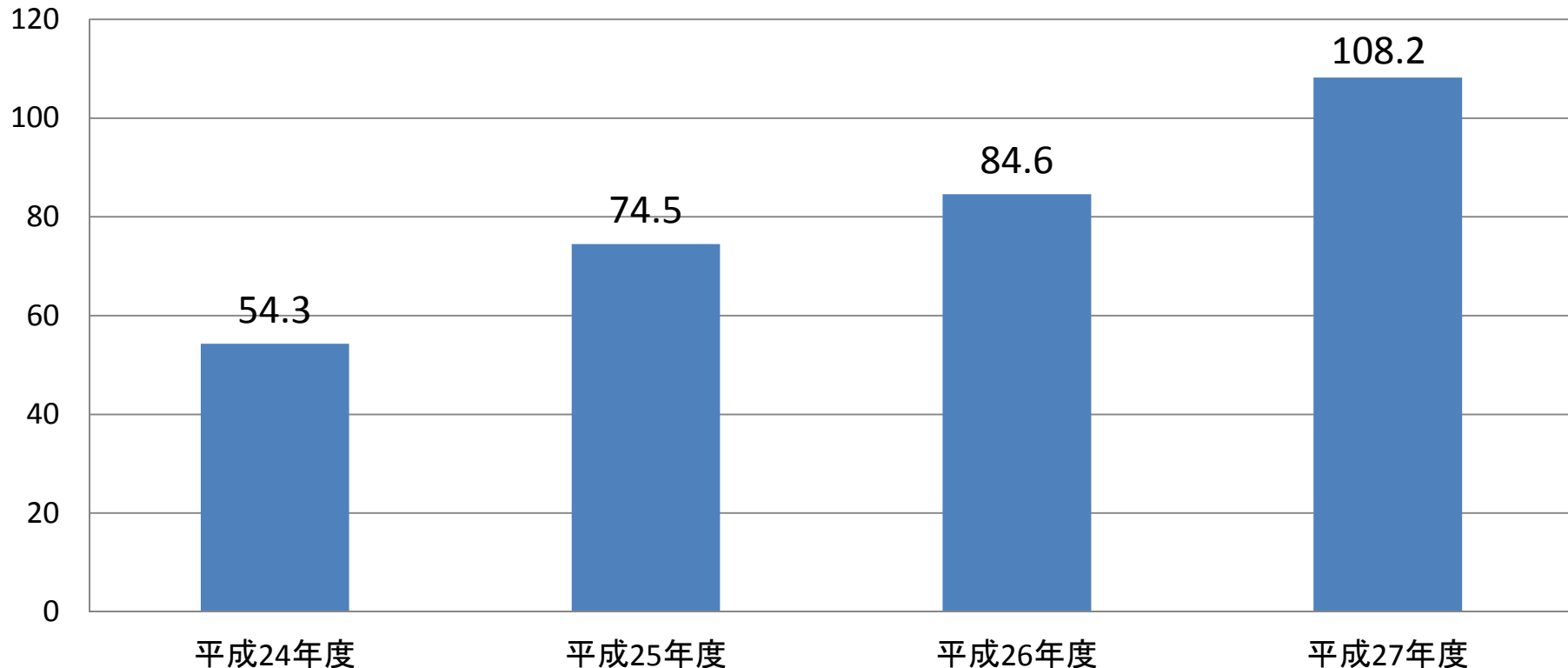
平成27年4月改定

・看取り介護の体制構築・強化のため、PDCAサイクルによりこれを推進すること等を要件として、死亡日以前4日以上30日以下における看取り介護の手厚い実施を図る。

【死亡日以前4日以上30日:144単位/日、
死亡日の前日・前々日:680単位/日、
死亡日:1,280単位/日】

看取り介護加算の算定状況

単位:千日

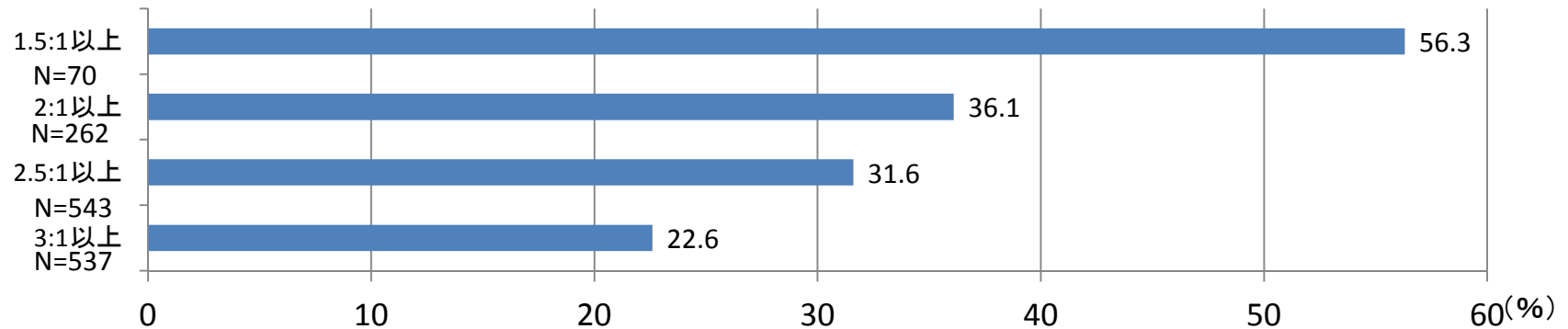


出典:介護給付費等実態調査(地域密着型特定施設も含む)

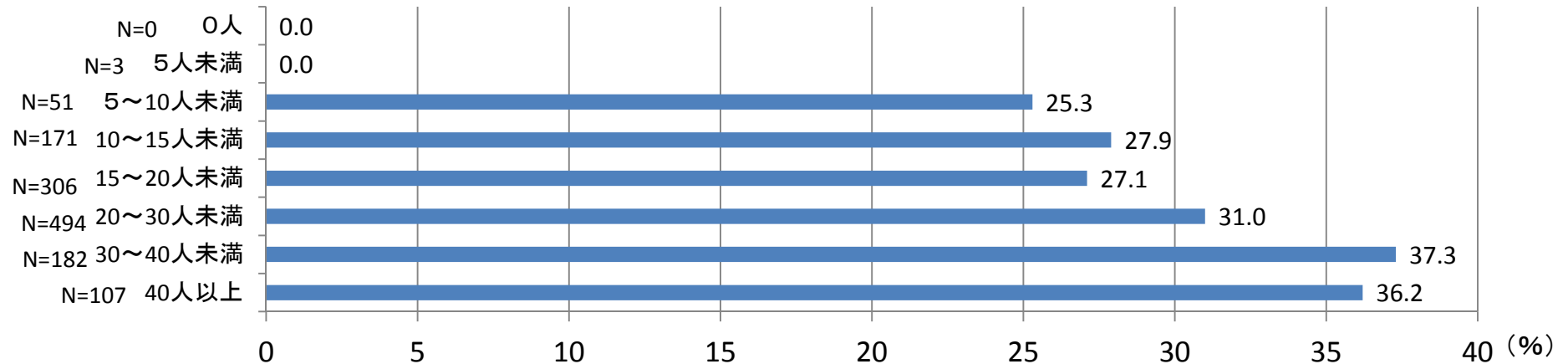
特定施設における職員体制別 看取り率

○ 特定施設では、職員体制が手厚い施設ほど看取り率(※)が高い傾向が見られる。
 (※)看取り率=居室・一時介護室・健康管理室での看取り / (死亡による契約終了+病院・療養型へ転居)

介護職員比率ごとの看取り率の関係



看護・介護職員計(常勤換算)と看取り率



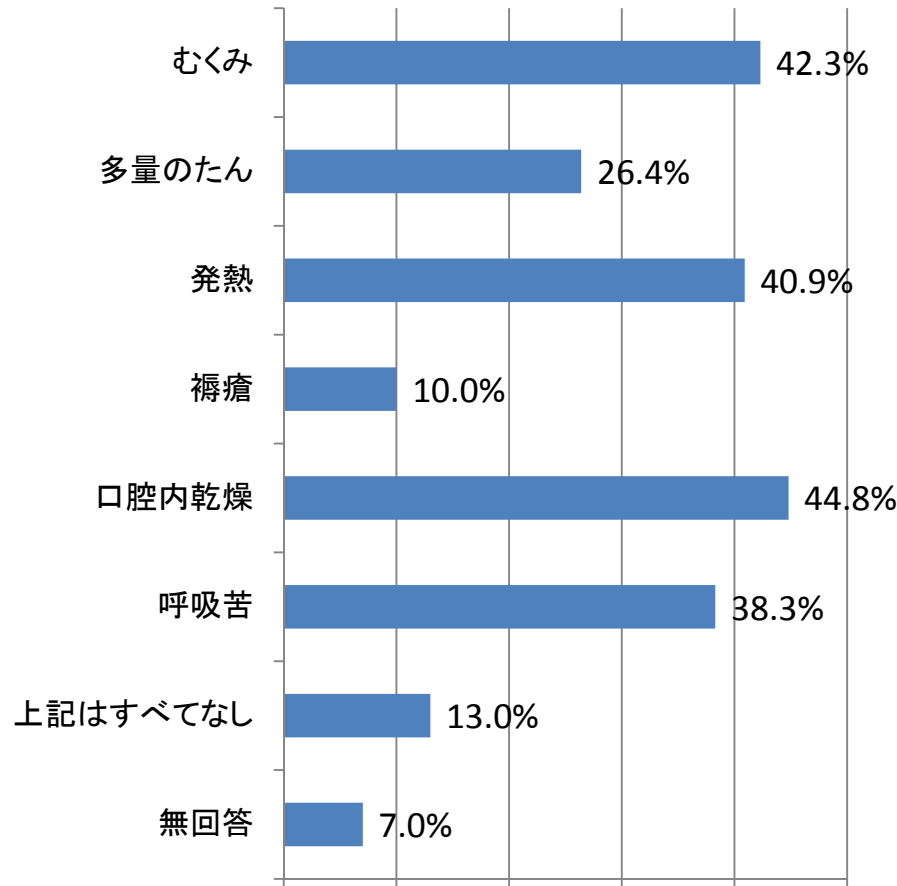
(出典)

平成28年度老人保健事業「高齢者向け住まいにおける認知症ケアや看取り、医療ニーズ等の重度化対応へのあり方に関する調査研究」
 (株式会社野村総合研究所)

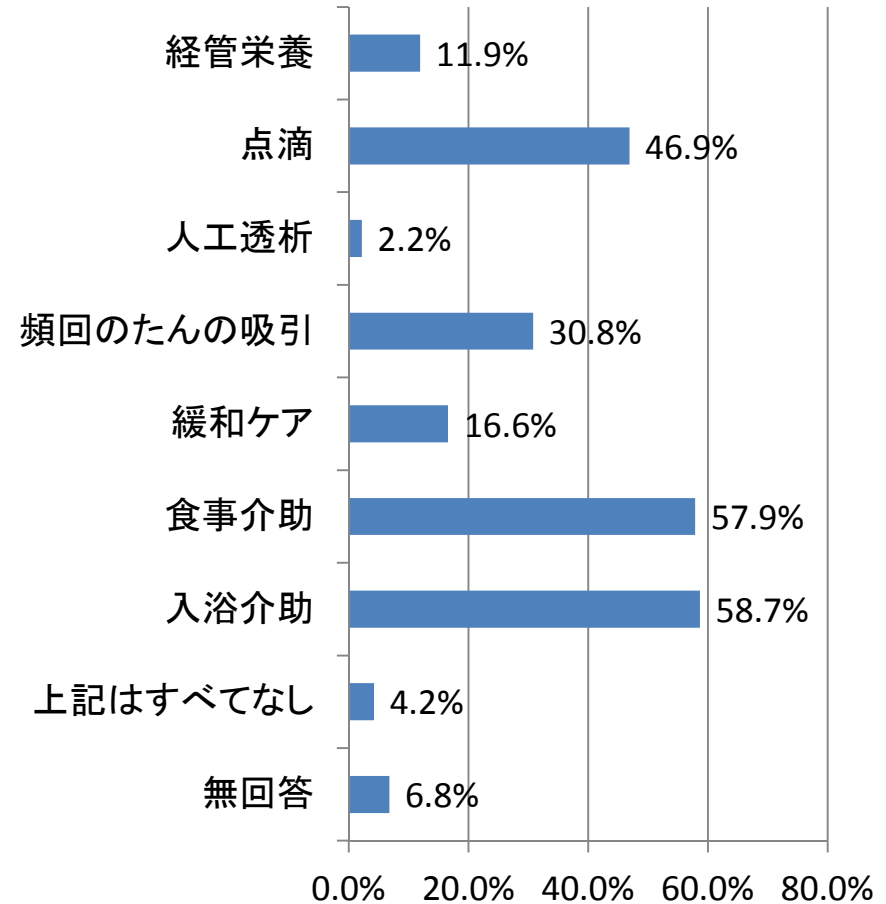
亡くなる前2週間に悪化した症状／行ったケア

- 「口腔内乾燥」、「むくみ」、「発熱」、「呼吸苦」が多く、看取りを行ったケースの4割近くで見られている。「上記はすべてなし」が13.0%であることから、無回答を勘案しても、8割近くの人に何らかの苦痛な症状が生じていたことがうかがわれる。
- 行った医療的ケアとしては「点滴」や「頻回のたんの吸引」がみられる。

＜悪化した症状＞



＜行ったケア＞



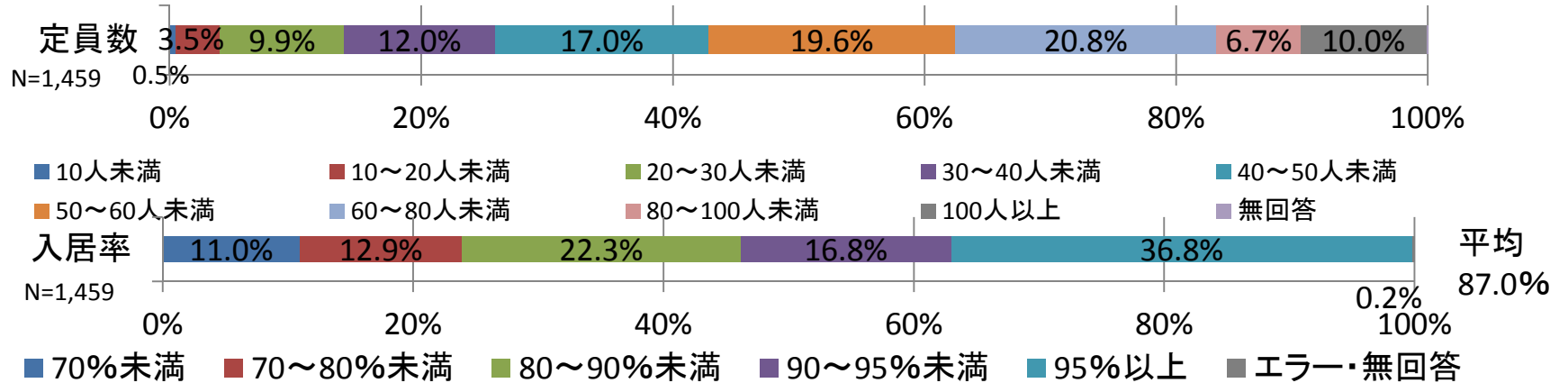
(出典) 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0%

平成28年度老人保健事業「高齢者向け住まいにおける認知症ケアや看取り、医療ニーズ等の重度化対応へのあり方に関する調査研究」
(株式会社野村総合研究所)

短期利用特定施設入居者生活介護の利用状況

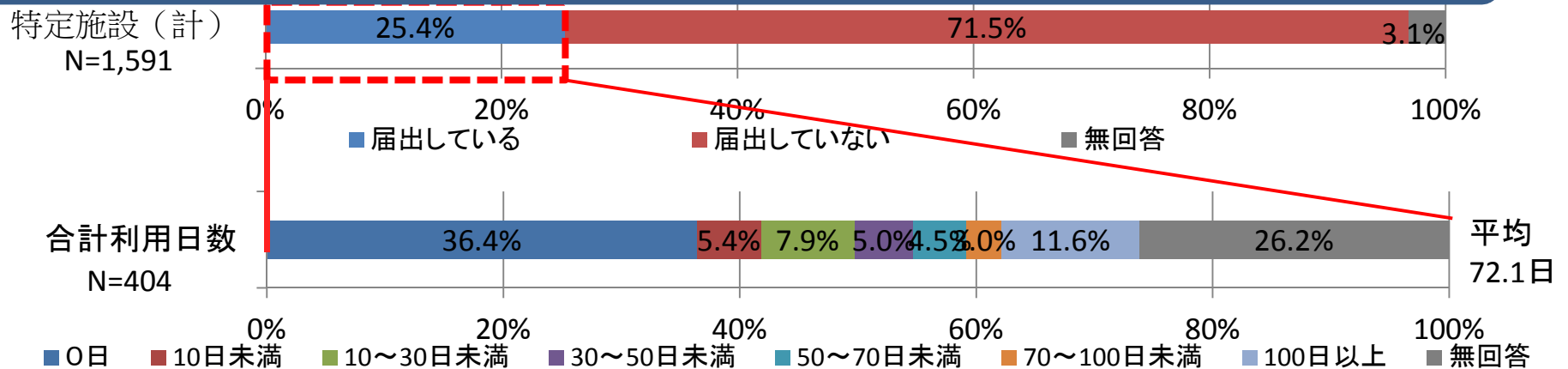
入居者の状況

○ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームの定員数の平均は、62.8人である。入居率の平均は、87.0%である。



短期利用の届出状況

○ 短期利用特定施設入居者生活介護の「届出をしている」のは特定施設の25.4%である。合計利用日数は1施設当たり平均72.1日である。



(出典)

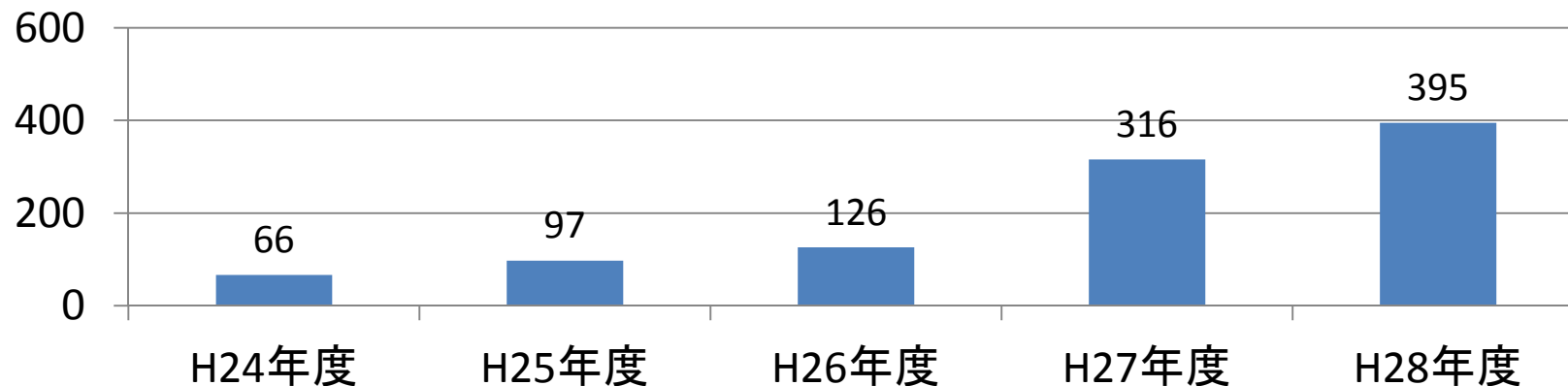
平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)

短期利用特定施設入居者生活介護の算定状況

○ 短期利用特定施設入居者生活介護について、請求事業所数、費用額共に増加している。

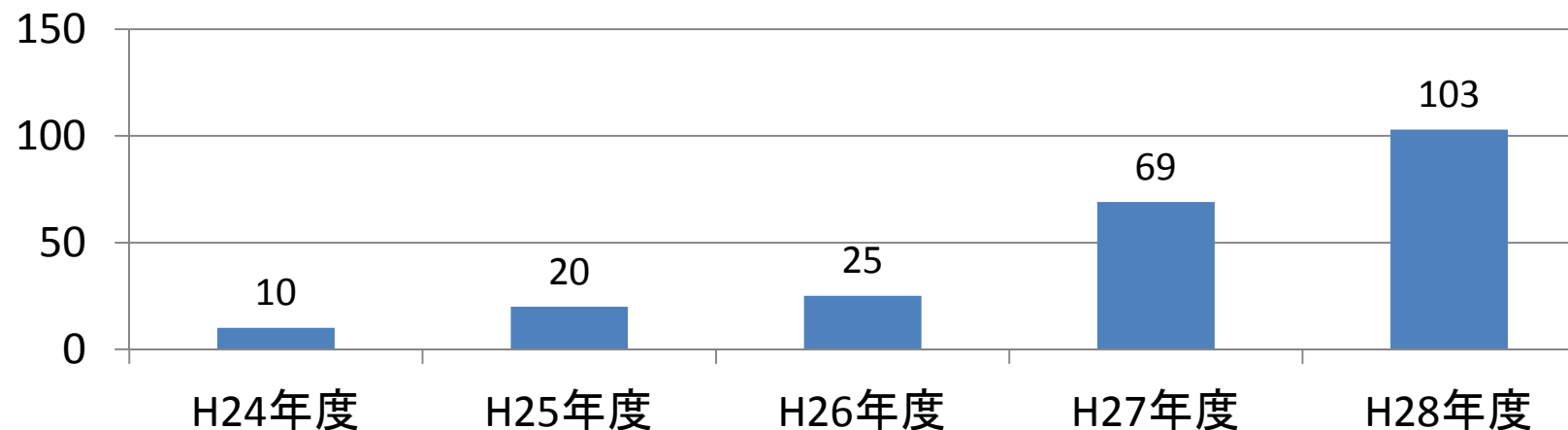
単位：件

請求事業所数



単位：百万円

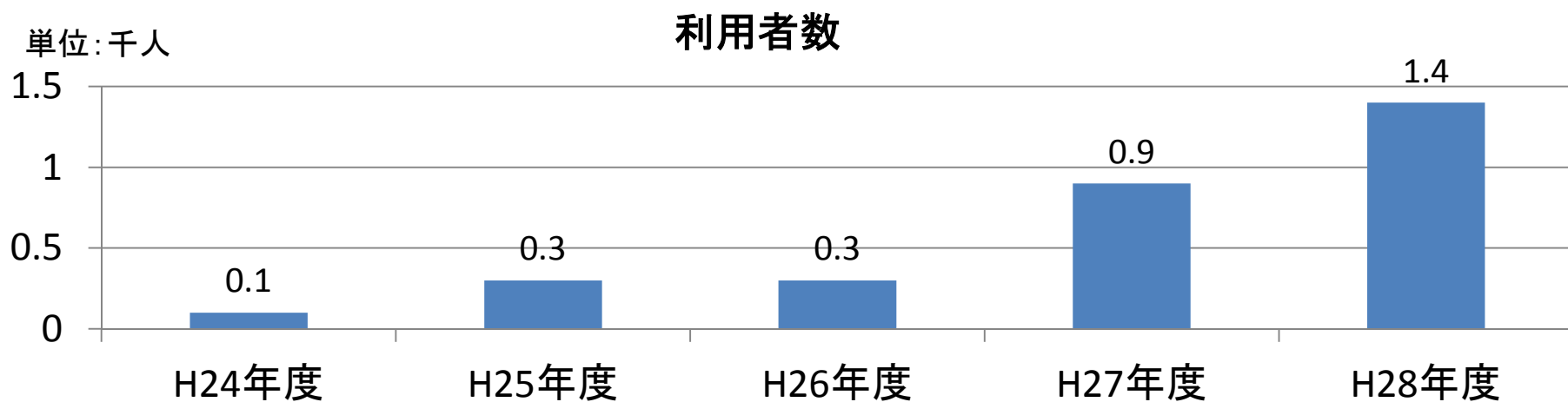
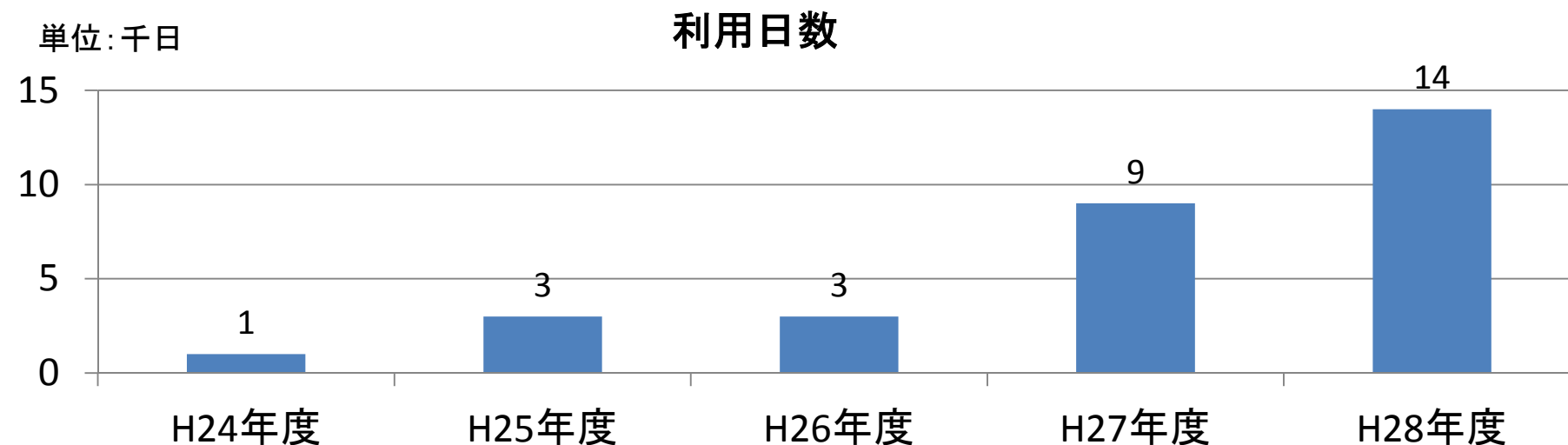
費用額



出典：介護給付費等実態調査（各年4月審査分）

短期利用特定施設入居者生活介護の算定状況

- 短期利用特定施設入居者生活介護について、利用日数、利用者数共に増加している。
※1人当たりの平均利用日数は、各年ともに約10日である(利用日数/利用者数)。



出典:介護給付費等実態調査(各年4月審査分)

短期利用特定施設入居者生活介護について

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）

【空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し】

特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。（平成29年度検討・結論）